

# 農山漁村地域整備交付金交付要綱

平成22年4月1日付け21農振第2567号  
最終改正 令和2年3月31日付け元農振第2683号

各 地 方 農 政 局 長  
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長  
北 海 道 知 事

農林水産事務次官

## 第1 通則

農林水産大臣は、都道府県又は市町村が農業農村整備、森林整備、水産基盤整備等を実施するための農山漁村地域整備交付金制度を措置することにより、農林水産業の基盤整備による大規模化・高付加価値化や農山漁村の防災・減災対策を支援し、競争力強化と国土強靱化を図り、もって「攻めの農林水産業」を実現するため、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき実施される事業に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県又は市町村に農山漁村地域整備交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成22年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成22年5月12日農林水産省告示第733号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年4月13日農林水産省告示第538号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

## 第2 定義

第1に規定する経費は、別表に定める交付対象事業等の欄に掲げる事業に要する経費とする。

## 第3 単年度交付限度額

- 1 年度ごとの農山漁村地域整備交付金の交付額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = A + B$$

$$(1) A = \alpha_1 A_1 + \alpha_2 A_2 + \dots + \alpha_m A_m$$

A : 農山漁村地域整備計画（以下「整備計画」という。）に位置付けられた実施要綱第2の1の(2)の①に掲げる基幹事業に係る単年度交付限度額算定のための基礎額の合計額

A<sub>i</sub> : 基幹事業 i の当該年度の事業費

α<sub>i</sub> : 基幹事業 i に係る別表に定める国費率

m : 整備計画に位置付けられた交付対象事業のうち基幹事業の数

$$(2) B = \beta_1 B_1 + \beta_2 B_2 + \dots + \beta_n B_n$$

B : 整備計画に位置付けられた実施要綱第2の1の(2)の②に掲げる効果促進事業に係る単年度交付限度額算定のための基礎額の合計額

B<sub>i</sub> : 効果促進事業 i の当該年度の事業費

β<sub>i</sub> : 効果促進事業 i に係る別表に定める国費率

n : 整備計画に位置付けられた交付対象事業のうち効果促進事業の数

## 2 年度予算の調整

都道府県及び市町村は、交付限度額の範囲内で、整備計画内の交付対象事業間及び年度間で、予算の調整を行うことができる。ただし、交付対象事業について、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合を除くものとする。

3 農山漁村地域整備交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、2の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて1の規定より算出される単年度交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される単年度交付限度額を控除した額（4において「差額」という。）は、整備計画ごとに、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することができる。

4 3の規定による調整は、次年度の単年度交付限度額から差額を控除することにより行う。

5 地方公共団体が事業実施主体に対し、交付対象事業に要する経費の一部について負担又は交付をする交付対象事業においては、当該地方公共団体が当該事業実施主体に対して負担又は交付をする費用の額の範囲内の事業費に限り、2、3及び4の規定を適用する。

## 第4 交付申請

1 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長）（以下「地方農政局長等」という。）に提出する。その提出部数は、正副2部とする。

2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長からの前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定の依頼をするものとする。

ただし、市町村長が交付の申請をする対象の事業は、実施要綱第2の1の(2)の①のウの公害防止計画（環境基本法（平成5年法律第91号）第17条の規定により作成したもの）に基づいて実施するもの、実施要綱第2の1の(2)の①のエの漁港区域に係るもの及び実施要綱第2の1の(2)の②に基づいて実施するものとする。

3 都道府県知事及び市町村長は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について農山漁村地域整備交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において農山漁村地域整備交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

## 第5 交付申請書の提出期限

規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣）が毎年度別に通知する日までとする。

## 第6 交付金の交付決定

農林水産大臣は、第4第2項の規定による依頼を受け、適正化法第6条第1項及び第3項の規定により農山漁村地域整備交付金の交付を決定する場合には、地方農政局長等に通知する。

## 第7 交付申請の変更

- 1 都道府県知事又は市町村長は、規則第3条第1号イ又はロの規定により農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第2号）正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に変更承認の依頼をするものとする。

## 第8 変更の承認

農林水産大臣は、第7第2項による依頼を受け、規則第3条第1号イ又はロの規定により承認する場合、地方農政局長等に通知する。

## 第9 軽微な変更

規則第3条第1号の農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、交付主体ごとの農山漁村地域整備交付金の額の増減以外の変更とする。

## 第10 事業遂行状況の報告

- 1 都道府県知事及び市町村長は、規則第3条第2号の規定により農林水産大臣の指示を求める場合には、交付対象事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付対象事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に指示内容の依頼をするものとする。

## 第11 交付申請の取下げ

- 1 都道府県知事及び市町村長は、交付申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に取下げ理由を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に申請の取下げの報告をするものとする。

## 第12 事業遂行状況報告書の提出期限

- 1 都道府県知事及び市町村長は、農山漁村地域整備交付金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。  
ただし、農林水産省農村振興局長が別に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に遂行状況の報告をするものとする。

## 第13 実績報告

- 1 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第4号のとおりとし、都道府県知事又は市町村長は、交付対象事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に実績報告の報告をするものとする。

3 第4第3項ただし書きの規定により交付の申請をした都道府県知事又は市町村長は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第4第3項ただし書きに該当した各事業実施主体について農山漁村地域整備交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第4第3項ただし書きの規定により交付の申請をした都道府県及び市町村は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により農山漁村地域整備交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

#### 第14 交付金の額の確定

農林水産大臣は、第13第2項の規定による報告を受け適正化法第15条の規定により額を確定する場合、地方農政局長等に通知する。

#### 第15 書類の提出先（市町村の場合）

市町村長が、この要綱に基づき地方農政局長等に提出する書類は、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

#### 第16 財産の管理

施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、それぞれ一件の取得価格50万円以上のものとする。

#### 第17 関係書類の保管

規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別紙8の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

#### 第18 間接交付対象事業の交付の際付すべき条件

都道府県及び市町村は間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県及び市町村は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付対象事業者は、間接交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。  
ただし、間接交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接交付対象事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式第6号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

#### 附則

1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。

2 農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正について（平成24年4月6日付け23農振第2610号農林水産事務次官依命通知）による改正後の第3の規定については、

平成24年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成23年度の歳出予算に係る国の交付で平成23年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、平成25年2月26日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正について（平成25年2月26日付け24農振第2103号農林水産事務次官依命通知）による改正後の規定については、平成24年度補正予算（第1号）以降の予算に係る国の交付について適用する。

附則

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（1）の規定により、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することとした農山漁村地域整備に関する事業について、平成25年度において本交付金を充てて実施しようとする場合、第3の2の規定により平成25年度の単年度交付限度額から差額を控除するものとする。

附則

- 1 この通知は、平成26年3月28日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正について（平成26年3月28日付け25農振第2181号農林水産事務次官依命通知）による改正後の規定のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業の交付については、南海トラフ地震特別措置法第13条第1項の規定に基づき、津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準の施行の日から適用する。

附則

この通知は、平成27年2月3日から施行する。

附則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

附則

この通知は、平成27年6月18日から施行する。

附則

この通知は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正について（平成31年3月29日付け30農振第4032号農林水産事務次官依命通知）による改正後の別記様式については、平成31年度当初予算以降の予算に係る国の交付について適用する。

附則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正について（令和2年3月31付け元農振第2683号農林水産事務次官依命通知）による改正後の別記様式については、令和2年度当初予算以降の予算に係る国の交付について適用する。

(別表)

交付対象事業		国費率	摘要
事業名	区分		
実施要領別紙 1-1の第2 の1. 農地整 備事業	経営体育成 型	<p>1 50%</p> <p>2 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。）、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村と見なされる区域を含む。）を含む。）をいう。以下同じ。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）、急傾斜地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地域を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年度法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域という。以下同じ。）において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5%</p> <p>3 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域をいう。以下同じ。）において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60%</p> <p>4 水源地域対策特別措置法に基づき決定された水源地域整備計画に基づく事業（以下「水源地域対策関連事業」という。）にあつては、1の規定にかかわらず、5</p>	

	5%（ただし、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）別紙1－1別表の区分の欄の4の農業経営高度化支援事業（以下「高度化事業」という。）を除く。）	
耕作放棄地型（実施要領別紙1－1運用1別表1区分の欄の4の(2)の耕作放棄地解消支援事業及び(5)の耕作放棄地活用推進事業を除く。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 50%</li> <li>2 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%</li> <li>3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60%</li> <li>4 水源地域対策関連事業にあつては、1の規定にかかわらず、55%（ただし、実施要領別紙1－1別表の区分の欄の4の(3)のオの耕作放棄地解消・集積促進事業を除く。）</li> </ol>	
実施要領別紙1－1運用1別表1区分の欄の4の(2)の耕作放棄地解消支援事業及び(5)の耕作放棄地活用推進事業に限る。	定額	
通作条件整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 50%</li> <li>2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%</li> <li>3 離島において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、55%</li> <li>4 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋にかかるも</li> </ol>	



		<p>のにあつては、1の規程にかかわらず、2/3</p> <p>5 奄美群島において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、75%</p> <p>6 水源地域対策関連事業にあつては、1の規定にかかわらず、55%</p> <p>7 基幹農道整備の一般型のうち、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和55年法律第60号）に基づき決定された明日香村整備計画に基づく事業にあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p> <p>8 一般農道整備の農業集落間型にあつては、1から7までの規定にかかわらず、50%</p>	
実施要領別紙1-1の第2の2. 農業基盤整備促進事業	実施要領別紙2別表1区分の欄の1の定率助成	<p>1 50%</p> <p>2 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%</p> <p>3 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52%</p> <p>4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60%（ただし、鹿児島県が事業実施主体となつて行うもののうち、水田地帯において農業用排水施設の整備を行うものにあつては65%、畑地帯において行うものにあつては2/3）</p>	
	実施要領別紙2別表1区分の欄の2の定額助成	定額	
実施要領別紙1-1の第2の3. 実施計画策定事業	実施計画策定	50%	
	経営体育成促進換地等調整	<p>50%</p> <p>ただし、沖縄県において行うものにあつては、80%、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域</p>	

		<p>において行うものにあつては、55%、奄美群島において行うものにあつては、60%</p>	
<p>実施要領別紙 1-1の第2 の4. 草地畜 産基盤整備事 業</p>	<p>草地整備型</p>	<p>1 事業計画策定事業は、50% 2 基本施設整備事業及び利用施設整備事業については、50%</p>	
	<p>畜産担い手 総合整備型</p>	<p>1 事業計画策定事業は、50% 2 基本施設整備事業及び利用施設整備事業については、50% ただし、奄美群島において行うものにあつては2/3、 離島において行うものにあつては55%</p>	
	<p>草地林地総 合整備型</p>	<p>1 事業計画策定事業は、50% 2 基本施設整備事業及び利用施設整備事業については、55% ただし、奄美群島において行うものにあつては70%、 離島において行うものにあつては60%</p>	
<p>実施要領別紙 2の第2の1. 水利施設等整 備事業</p>	<p>基幹水利施設 整備型</p>	<p>1 50% 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、65%</p>	
	<p>農業用水再編 対策型</p>	<p>50%</p>	
	<p>地域用水機能 増進型</p>	<p>1 50% 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、65%</p>	
	<p>流域水質保全 機能増進型</p>	<p>1 50% 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、65%</p>	
	<p>排水対策特別</p>	<p>50%</p>	

	型		
	基幹水利施設 保全型	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 50%</li> <li>2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、65%</li> <li>3 機能保全計画の策定にあつては、2の規定にかかわらず、50%</li> </ul>	
	地域農業水利 施設保全型	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 50%</li> <li>2 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%</li> <li>3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60%</li> <li>4 実施計画を策定する事業については、50%</li> </ul>	
実施要領別紙2 の第2の1. 水利施設等整備事業のうち畑地帯 総合整備型	畑地帯担い 手育成型	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 50%</li> <li>2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52%（ただし、高度化事業を除く。）</li> <li>3 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、1及び2の規定にかかわらず、55%（ただし、高度化事業を除く。）</li> <li>4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3（ただし、高度化事業を除く。）</li> </ul>	
	畑地帯担い 手支援型	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 50%</li> <li>2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52%</li> <li>3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52%</li> <li>4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</li> <li>5 営農用水施設の整備を単独で行う場合にあつては、1から4までの規定にかかわらず、45% ただし、離島において行うものにあつては50%、奄美群島において行うものにあつては52%</li> </ul>	

<p>実施要領別紙 2の第2の2. 農業水利施設 保全合理化事 業</p>		<p>1 50%</p> <p>2 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地 域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において 行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%</p> <p>3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にか かわらず65%</p>	
<p>実施要領別紙2 の第2の3. 広 域農業用水適正 管理対策事業</p>		<p>工事費及び調査設計費の一定割合とし、この割合は本 工事の対象となる施設の撤去が土地改良法第87条、同法 第87条の2及び同法第87条の3のいずれかの規定により 定められた土地改良事業計画に含まれていた国営土地改 良事業（以下「従前の事業」という。）の農業委員会等 に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（昭和 60年政令第128号）等関係政令に基づく国の負担割合の 引き下げ及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国 の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律112号） の適用を受けない場合の国庫負担率と同率とするが、そ の適用は以下に定めるものとする。</p> <p>1 従前の国営土地改良完了時の国庫負担率と同率</p> <p>2 従前の事業が国営かんがい排水事業実施要綱（平成 元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依 命通知）に基づき実施された事業にあつては、1の規定 にかかわらず、本工事の対象となる施設の撤去工事が含 まれていた工種の事業完了時の国庫負担率と同 率とする</p> <p>3 従前の事業が総合土地改良事業実施要綱（昭和38年 10月23日付け農地B第3742号農林水産事務次官依命通 知）に基づき実施された事業にあつては、1の規定にか かわらず、従前のかんがい排水事業の事業完了時の国庫 負担率とする。</p>	
<p>実施要領別紙2 の第2の4. 地 域用水環境整備 事業</p>	<p>地域用水環 境整備</p>	<p>1 50%</p> <p>2 奄美群島において行うもの（実施要領別紙9地域用 水環境整備事業に係る運用の第2の2の(2)のイの整 備を単独で行うものを除く。）にあつては、1の規定 にかかわらず、都道府県・市町村が行うものは当該助 成対象経費の52%、土地改良区その他都道府県知事が 適当と認める者が行うものは、60%</p>	
	<p>歴史的施設 保全事業</p>	<p>50%</p>	

実施要領別紙 3-1の第2 の1. 農地防 災事業	防災ダム工 事	55/100
	防災ため池工 事 大規模	55/100
	小規模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわ らず、52/100 3 実施要領別紙3-1運用1の運用別紙1のIの1の(2) のうち、豪雨による決壊を防止するために行うものであ つて、実施要領別紙3-2の第3の(10)のア又はイの区 域で実施するものにあつては、1及び2の規定にかかわ らず、55/100
	地震対策ため 池防災工事 大規模	1 55/100 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にか かわらず、70/100
	小規模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわ らず、52/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にか かわらず、2/3
	防災ダム等利 活用保全施設 整備工事 利活用保全 施設	50/100
	関連施設	1/3
	ため池整備工 事 大規模	1 55/100

	2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100
小規模	1 工事費の50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3
複数のため池で行うもの	50/100
旧農業用ため池で行うもの	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3
ため池利活用保全整備工事	50/100
ため池保全体制整備事業	50/100
実施計画策定事業	50/100
ため池整備工事（特別対策型）	
大規模	1 55/100 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100
小規模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100

	3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3
複数のため池で行うもの	50/100
旧農業用ため池で行うもの	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3
ため池利活用保全整備工事	50/100
ため池保全体制整備事業	50/100
実施計画策定事業	50/100
ため池整備工事（都市型緊急整備事業）	
大規模	55/100
小規模	50/100
ため池利活用保全整備工事	50/100
ため池保全体制整備事業	50/100
実施計画策定事業	50/100

定事業	
ため池水質改善工事 大規模  小規模  実施計画策定事業	1 55/100 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100  1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3  50/100
用排水施設整備工事 大規模  小規模  大規模のうち土砂崩壊を防止するもの  小規模のうち土砂崩壊を防止するもの	1 55/100 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100  1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100 3 奄美群島において行うものにあつては1の規定にかかわらず、2/3  1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100  1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3



用排水施設 等利活用保 全整備工事	50/100
実施計画策 定事業	50/100
湖岸堤防工事	
大規模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわ らず、55/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にか かわらず、70/100
小規模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわ らず、52/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にか かわらず、2/3
用排水施設 等利活用保 全整備工事	50/100
実施計画策 定事業	50/100
ため池等農地 災害危機管理 対策事業	50/100
実施計画策 定事業	50/100
ため池緊急防 災対策事業	50/100
ため池緊急防 災体制整備促	1 50/100 2 実施要領別紙3-2の第3の(10)のア又はイの区域で

<p>進事業</p> <p>実施計画 策定事業</p>	<p>実施するものにあつては、1の規定にかかわらず、55/100（ただし、実施要領別紙3-1運用1の運用別紙1のⅡの1の(10)のウの事業を除く。）</p> <p>50/100</p>
<p>湛水防除工事</p> <p>大規模</p> <p>小規模</p>	<p>55/100</p> <p>50/100</p>
<p>農地侵食防止 工事</p> <p>都道府県が 行うもの</p> <p>市町村が行 うもの</p>	<p>1 都道府県が行う農地侵食防止工事</p> <p>(1) 50/100</p> <p>(2) シラス対策にあつては、55/100</p> <p>(3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、52/100</p> <p>2 1と併せ行う関連工事で、土地の平均傾斜度が15度未満の場合</p> <p>(1) 45/100</p> <p>(2) 北海道において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、50/100</p> <p>(3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、50/100</p> <p>3 1と併せ行う関連工事で、土地の平均傾斜度が15度以上の場合</p> <p>50/100</p> <p>4 1と併せ行う関連工事のうち、農村地域防災施設整備工事については、50/100</p> <p>1 市町村が行う農地侵食防止工事</p> <p>(1) 50/100</p> <p>(2) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、65/100</p> <p>2 1と併せ行う関連工事</p> <p>(1) 45/100</p> <p>(2) 北海道において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、50/100</p>

<p>土地改良区等が行うもの</p> <p>実施計画策定事業</p>	<p>(3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、50/100</p> <p>(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、65/100</p> <p>1 土地改良区等が行う農地侵食防止工事</p> <p>(1) 50/100</p> <p>(2) シラス対策にあつては、55/100</p> <p>(3) 北海道において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、55/100</p> <p>(4) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、55/100</p> <p>(5) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、70/100</p> <p>2 1と併せ行う関連工事</p> <p>(1) 45/100</p> <p>(2) 北海道において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、50/100</p> <p>(3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、50/100</p> <p>(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、70/100</p> <p>50/100</p>
<p>農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行うほ場整備、畑地かんがい及び農地開発の工事</p>	<p>(1) 農地侵食防止工事にあつては、事業名、区分の欄の農地侵食防止工事の交付率</p> <p>(2) ほ場整備の工事</p> <p>ア 45/100</p> <p>イ 当該工事によって形成されるほ場のうち、その区画の面積が30アール以上であるものの面積の合計が当該工事の受益面積の3分の2未満の場合、40/100</p> <p>(3) 畑地かんがいの工事</p> <p>50/100</p> <p>(4) 農地開発の工事</p> <p>50/100</p>

実施計画策 定事業	50/100
農地機能保全 対策工事	50/100
特殊自然災害 対策工事	50/100
実施計画策 定事業	50/100
農地等防災保 全対策工事	防災ダム事業、ため池等整備事業、湛水防除事業、農地 保全整備事業、水質保全対策事業及び地盤沈下対策事業に ついて、それぞれこの表に掲げる交付率
関連工事	1 45/100 2 北海道において行う農業用排水施設の変更、客土及 び暗きょ排水にあつては、50/100
地域環境保 全対策工事	50/100
特定農業用管 水路等特別対 策事業	50/100
地盤沈下対策 工事	
大規模	55/100。ただし、都道府県が工事費の34/100以上を負担す る場合に限る。
小規模	50/100。ただし、受益面積が200ヘクタール以上であつて40 0ヘクタール未満の規模のものにあつては都道府県が当該経 費の39/100以上を負担し、その他の規模のものにあつては 都道府県が当該経費の34/100以上を負担する場合に限る。
地域ため池総 合整備事業	

調査計画事業	50/100
総合整備事業	
大規模	<p>1 55/100</p> <p>2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100</p>
小規模	<p>1 50/100</p> <p>2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100</p> <p>3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p> <p>4 実施要領別紙3-1運用1の運用別紙3第6の2の(8)の要件に該当するものにあつては、1の規定にかかわらず、</p> <p>(1) 55/100</p> <p>(2) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、60/100</p>
農業用河川工 作物応急対策 工事	
大規模	<p>1 55/100</p> <p>2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100</p>
小規模	<p>1 都道府県及び市町村が行うものにあつては、</p> <p>(1) 50/100</p> <p>(2) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、52/100</p> <p>(3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、2/3</p> <p>2 土地改良区等が行うものにあつては、</p> <p>(1) 50/100</p> <p>(2) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、60/100</p> <p>(3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、75/100</p>
農業用道路横	50/100

断工作物緊急耐震対策事業	
土地改良施設耐震対策事業	<p>1 50/100</p> <p>2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100</p> <p>3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p>
農村災害対策整備事業	
調査計画事業	50/100
整備事業	<p>1 災害防除対策推進地域で実施するものにあつては、</p> <p>(1) 50/100</p> <p>(2) 実施要領別紙3-1運用1の運用別紙5の第5の2の(1)のウの要件に該当するもの（団体営事業にあつては同ウの「農村振興局長が別に定める要件を満たす地域」で実施するもの）にあつては、</p> <p>ア 55/100</p> <p>イ 離島において行うものにあつては、アの規定にかかわらず、60/100</p> <p>2 甚大な災害発生地域で実施するものにあつては、</p> <p>(1) 50/100</p> <p>(2) 実施要領別紙3-1運用1の運用別紙5の第5の2の(1)のウの要件に該当するもの（団体営事業にあつては同ウの「農村振興局長が別に定める要件を満たす地域」で実施するもの）にあつては、</p> <p>ア 55/100</p> <p>イ 離島において行うものにあつては、アの規定にかかわらず、60/100</p> <p>ウ 奄美群島において行うものにあつては、アの規定にかかわらず、70/100</p> <p>3 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される農村防災施設（緊急避難路及び緊急避難施設に限る。）の整備を行うものにあつては、1及び2の規定にかかわらず、2/3</p>

		ただし、2の(2)のウを除く。	
	ため池群整備事業		
	調査計画事業	50/100	
	ため池群整備工事		
	大規模	1 55/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100	
	小規模	1 50/100 2 農村振興局長が別に定める地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55/100 3 離島において行うものにあつては、1及び2の規定にかかわらず、60/100 4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3	
	ため池群管理体制整備事業	1 50/100 2 農村振興局長が別に定める地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55/100	
	土地改良施設豪雨対策事業	50/100	
	調査計画事業整備事業	50/100	
実施要領別紙3 - 1の第2の 2. 水質保全対策事業		1 50% (大規模事業にあつては、55%) 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 3 定額 (運用2の第1の1の区分3のうち、水質浄化に配慮した基盤整備導入に伴う掛かり増し経費)	
実施要領別紙 4 - 1の第2	集落基盤再編型 (実施要領	1 50% 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にか	

の1. 農村集落基盤再編・整備事業	別紙4-1の運用1第3の2の(5)を除く。	かわらず、52%	
	中山間地域総合整備型及び実施要領別紙4-1の運用1第3の2の(5)	1 55% 2 離島において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、60% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、70%	
	農地環境整備型	1 55% 2 離島において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、60% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、70%	
	実施計画策定型	1 計画策定事業 50% 2 経営体育成促進換地等調整 50% ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、55%、奄美群島において行うものにあつては、60%	
実施要領4-1の第2の2. 農業集落排水事業		1 50% 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60% 3 実施要領別紙4-1運用2第1の2の(2)に基づき事業を行う場合にあつては、50% 4 実施要領別紙4-1運用2第1の2の(3)に基づき事業を行う場合にあつては定額。ただし、機能診断に係る交付額は、一処理区当たり200万円、最適整備構想の策定に係る交付額は、一構想当たり次の式により算出された額（当該額が800万円を超えるときにあつては800万円）をそれぞれとする。 $\text{交付限度額} = \text{処理区数} \times 100\text{万円} + 200\text{万円}$	
実施要領別紙4-1の第2	資源リサイクル事業	1 事業計画策定事業は、50% 2 基本施設整備事業は、50%	



<p>の3. 畜産環境総合整備事業</p>		<p>ただし、離島において行うものにあつては55%、奄美群島において行うものにあつては60%</p> <p>3 利用施設整備事業については、50%</p> <p>ただし、離島において行うものにあつては55%、奄美群島において行うものにあつては60%</p> <p>4 利用施設整備事業のうち、畜産高密度地域かつ環境負荷脆弱地域において整備されるエネルギー等副産物利用施設整備、家畜排せつ物燃焼処理施設整備及びバイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備については55%</p> <p>ただし、離島において行うものにあつては60%、奄美群島において行うものにあつては75%</p> <p>5 利用施設整備事業のうちその他施設整備については、1/3</p>	
	<p>草地畜産活性化事業</p>	<p>1 事業計画策定事業は、50%</p> <p>2 基本施設整備事業及び利用施設整備事業については、50%</p> <p>ただし、利用施設整備事業のうち牧場用機械施設整備については1/3</p>	
	<p>新技術活用地域環境改善事業</p>	<p>1 事業計画策定事業は、50%</p> <p>2 基本施設整備事業及び利用施設整備事業については、50%</p>	
<p>実施要領別紙4-1の第2の4. 農道整備事業</p>		<p>1 50%</p> <p>2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%</p> <p>3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%</p> <p>4 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋にかかるものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p> <p>5 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、75%</p> <p>6 水源地域対策関連事業にあつては、1の規定にかかわらず、55%</p> <p>7 北海道において行う広域農道整備事業のうち、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）以外の地域をその施行に係る地域に含めて行うものであつて、自動車交通量の</p>	

		<p>うち、農業に係るものが8割未満のものにあつては、1及び2の規定にかかわらず、50%</p> <p>8 広域農道整備事業のうち、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和34年法律第91号）第2条第1項の規定に基づく指定地域（以下「北海道寒冷地域」という。）において行うものであつて、延長がおおむね10キロメートル（離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、1及び2の規定にかかわらず、55%</p> <p>9 基幹農道整備事業のうち、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和55年法律第60号）に基づき決定された明日香村整備計画に基づく事業にあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p> <p>10 実施要領別紙4-1運用4の第2の2の（1）のウの（ウ）にあつては、1から9までの規定にかかわらず、50%</p>	
<p>実施要綱第2の1の(2)の①のアの(オ)農用水保全の森づくり事業</p>	<p>特定事業</p>	<p>実施要綱第2の1の(2)の①のイの(ア)森林基盤整備事業の育成林整備事業、共生環境整備事業、機能回復整備事業及び林道改良事業における国費率欄並びに林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林水産事務次官依命通知）別紙1の事業の欄の(5)の事業細目欄の特定森林再生事業における国の補助率欄及び都道府県の補助率欄に準ずる</p>	
	<p>耕作放棄地対策</p>	<p>実施要領別紙4-1運用1（農村集落基盤再編・整備事業）の農地環境整備型における国の補助率欄及び都道府県の交付率欄に準ずる</p>	
<p>実施要綱第2の1の(2)の①のイの(ア)森林整備事業 1 都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整備事</p>	<p>育成林整備事業</p>	<p>（国の国費率）</p> <p>1 林道整備（森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設）について</p> <p>(1) 森林造成林道（間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、保安林整備臨時措置法第8条第1項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道をいう。以下、共生環境整備事業及び機能回復整備事業の項について同じ。）に係るもの</p>	

業における林道整備（森林管理道開設及び森林空間総合整備事業の林道改良・舗装に限る。）、林道改良事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業における林道整備及び山のみち地域づくり交付金事業における林道整備を行うのに要する経費並びに都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整備事業における林道整備（森林管理道開設及び森林空間総合整備事業の林道改良・舗装に限る。）、林道改良事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業における林道整備及び山のみち地域づくり交付金事業における林道

事業費（事務雑費、工事雑費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事務に要する経費（以下「市町村等事業推進費」という。）を除いたものをいう。以下同じ。）の50/100

ただし、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域（「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。以下同じ。）の市町村及び振興山村の地域（「山村振興法」（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村をいう。以下同じ。）、森林組合等（生産森林組合及び森林組合連合会を含む。以下同じ。）が行う北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島については事業費の55/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の60/100

(2) 峰越連絡林道（林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知。以下「林道規程」という。）に規定する自動車道に該当する既設の林道（以下「既設林道」という。）と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有する道路施設との相互間を峰越し等により連絡する林道をいう。以下同じ。）に係るもの

ア 幹線林道

(ア) 都道府県又は市町村が行うもの

事業費の50/100

ただし、北海道及び離島については事業費の55/100

イ) (ア)以外の者が行うもの

事業費の2/3

ただし、北海道及び離島については事業費の75/100

イ その他の林道

事業費の50/100

(3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの

事業費の45/100

ただし、北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過

整備を行う者に対し、「国費率」欄の都道府県の交付率に掲げる率を超える交付率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事業推進に要する経費

2 1以外の事業について、都道府県が事業を行うのに要する経費並びに都道府県が事業を行う者に対し、「国費率」欄の都道府県の交付率に掲げる率を下らない交付率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事業推進に要する

疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道（「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」第14条第1項の規定に基づき指定された基幹的な林道をいう。以下同じ。）については事業費の65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の70/100

- 2 1以外の林道整備について  
事業費の45/100以内
- 3 市町村等事業推進費について
  - (1) 林道整備（森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設）に係るもの
    - ア 森林造成林道に係るもの  
市町村等事業推進費の50/100以内  
ただし、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島については市町村等事業推進費の55/100以内、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については市町村等事業推進費の60/100以内
    - イ 峰越連絡林道に係るもの。
    - (ア) 幹線林道に係るもの
      - a 都道府県又は市町村が行うもの  
市町村等事業推進費の50/100以内  
ただし、北海道及び離島については市町村等事業推進費の55/100以内
      - b a以外の者が行うもの  
市町村等事業推進費の2/3 以内  
ただし、北海道及び離島については市町村等事業推進費の75/100以内
    - (イ) その他の林道に係るもの  
市町村等事業推進費の50/100以内
  - ウ ア及びイ以外の林道に係るもの  
市町村等事業推進費の45/100以内

経費

ただし、北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については市町村等事業推進費の50/100以内、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美奄美群島の過疎基幹林道については市町村等事業推進費の65/100以内、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については市町村等事業推進費の70/100以内

(2) (1)以外の林道整備に係るもの  
市町村等事業推進費の45/100以内

(都道府県の交付率)

1 林道整備（森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設）について

(1) 森林造成林道に係るもの

事業費の50/100

ただし、市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島については事業費の55/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の60/100

(2) 峰越連絡林道に係るもの

ア 幹線林道

(ア) 市町村が行うもの

事業費の50/100

ただし、北海道及び離島については事業費の55/100

(イ) (ア)以外の者が行うもの

事業費の2/3

ただし、北海道及び離島については事業費の75/100

イ その他の林道

事業費の50/100

(3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの

事業費の45/100

ただし、北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及

		<p>び奄美群島並びに市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の 70/100</p> <p>2 1 以外の林道整備について 事業費の45/100以内</p>	
<p>共生環境整備事業</p>	<p>(国の国費率)</p> <p>1 林道整備（森林管理道開設）について</p> <p>(1) 森林造成林道に係るもの 事業費の50/100</p> <p>ただし、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島については事業費の55/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の60/100</p> <p>(2) 峰越連絡林道に係るもの</p> <p>ア 幹線林道</p> <p>(ア) 都道府県又は市町村が行うもの 事業費の50/100</p> <p>ただし、北海道及び離島については事業費の55/100</p> <p>(イ) (ア)以外の者が行うもの 事業費の2/3</p> <p>ただし、北海道及び離島については事業費の75/100</p> <p>イ その他の林道 事業費の50/100</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの 事業費の45/100</p> <p>ただし、北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに都道府県及び市町村が行う北</p>		

海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の70/100

2 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）について

ア 幹線林道に係るもの

事業費の50/100

ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備を行うものについては事業費の2/3

イ その他の林道に係るもの

事業費の30/100

ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3

3 1及び2以外の事業に係るもの

事業費の5/10以内

ただし、用地等取得については事業費の1/3

4 市町村等事業推進費について

(1) 林道整備（森林管理道開設）に係るもの

ア 森林造成林道に係るもの

市町村等事業推進費の50/100以内

ただし、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島については市町村等事業推進費の55/100以内、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については市町村等事業推進費の60/100以内

イ ア以外の林道に係るもの

市町村等事業推進費の45/100以内

ただし、北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については市町村等事業推進費の50/100以内、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については市町村等事業推進費の55/100以内、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については市町村等事業推進費の65/100以内、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については市町村等事業推進費の70/100以内

(2) 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）について

ア 幹線林道に係るもの

市町村等事業推進費の50/100以内

イ その他の林道に係るもの

市町村等事業推進費の30/100以内

ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は市町村等事業推進費の1/3

(3) (1)及び(2)以外の事業に係るもの市町村等事業推進費の3/10以内

(都道府県の交付率)

1 林道整備（森林管理道開設）について

(1) 森林造成林道に係るもの

事業費の50/100

ただし、市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島については事業費の55/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の60/100

(2) 峰越連絡林道に係るもの

ア 幹線林道

(ア) 市町村が行うもの

事業費の50/100

ただし、北海道及び離島については事業費の55/100



		<p>(イ) (ア)以外の者が行うもの 事業費の2/3 ただし、北海道及び離島については事業費の75/100</p> <p>イ その他の林道 事業費の50/100</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの 事業費の45/100 ただし、北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の70/100</p> <p>2 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）について</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの 事業費の50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>(2) その他の林道に係るもの 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>3 1及び2以外の事業について 事業費の7/10 ただし、用地等取得については事業費の4/10</p>	
機能回復整備事業	(国の国費率)	<p>1 特定森林造成事業のうち特定林地改良について 事業費の5/10</p>	

		<p>2 1以外の事業について 事業費の3/10</p> <p>3 市町村等事業推進費について 市町村等事業推進費の3/10以内</p>	
		<p>(都道府県の交付率)</p> <p>1 特定森林造成事業のうち特定林地改良について 事業費の7/10</p> <p>2 1以外の事業について 事業費の4/10</p>	
<p>林道改良事業</p>		<p>(国の国費率)</p> <p>1 林道改良事業</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの 事業費の50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>(2) その他の林道に係るもの 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>2 市町村等事業推進費について</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの 市町村等事業推進費の50/100以内</p> <p>(2) その他の林道に係るもの 市町村等事業推進費の30/100以内 ただし、舗装を実施する場合については、市町村等事業推進費の1/3</p>	
		<p>(都道府県の交付率)</p> <p>1 林道改良事業</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの 事業費の50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施さ</p>	

	<p>れる災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>(2) その他の林道に係るもの 事業費の30/100</p> <p>ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p>	
<p>林道点検診断・保全整備事業</p>	<p>(国の国費率) 事業費の1/2</p>	
	<p>(都道府県の交付率) 事業費の1/2</p>	
<p>フォレスト・コミュニティ総合整備事業</p>	<p>(国の国費率)</p> <p>1 林道整備について</p> <p>(1) 森林基幹道開設</p> <p>ア 都道府県又は市町村が行うもの 事業費の50/100</p> <p>ただし、奄美群島については事業費の2/3</p> <p>イ 森林組合等が行うもの 事業費の65/100</p> <p>ただし、奄美群島については事業費の80/100</p> <p>(2) 林道改良・舗装</p> <p>ア 幹線林道に係るもの 事業費の50/100</p> <p>ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>イ その他の林道に係るもの 事業費の30/100</p> <p>ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備につ</p>	

いては事業費の2/3

- 2 林道関連施設（林業施設用地及び作業ポイントをいう。以下同じ。）の整備について  
事業費の50/100以内
- 3 市町村等事業推進費について
  - (1) 林道整備に係るもの
    - ア 森林基幹道開設
    - イ 都道府県又は市町村が行うもの  
市町村等事業推進費の50/100以内  
ただし、奄美群島については市町村等事業推進費の2/3
    - イ 森林組合等が行うもの  
市町村等事業推進費の65/100以内  
ただし、奄美群島については市町村等事業推進費の80/100以内
    - イ 林道改良・舗装
      - イ 幹線林道に係るもの  
市町村等事業推進費の50/100以内
      - イ その他の林道に係るもの  
市町村等事業推進費の30/100以内  
ただし、舗装を実施する場合については、市町村等事業推進費の1/3以内
  - (2) 林道関連施設の整備に係るもの  
市町村等事業推進費の50/100以内

(都道府県の交付率)

- 1 林道整備について
  - (1) 森林基幹道開設
    - ア 都道府県又は市町村が行うもの  
事業費の50/100  
ただし、奄美群島については事業費の 2/3
    - イ 森林組合等が行うもの  
事業費の65/100  
ただし、奄美群島については事業費の80/100
  - (2) 林道改良・舗装
    - ア 幹線林道に係るもの  
事業費の50/100  
ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導

		<p>灯及び転落防止柵に限る。)の整備については事業費の2/3</p> <p>イ その他の林道に係るもの 事業費の30/100</p> <p>ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>2 林道関連施設の整備について 事業費の50/100以内</p>	
<p>山のみち地域づくり交付金事業</p>	<p>(国の国費率)</p> <p>1 山のみち地域づくり交付金</p> <p>(1) 山のみちの整備のうち林道整備について 事業費の2/3に調整率（地勢等の地理的条件及び森林資源の開発の状況からみて生ずると見込まれる費用の増加の程度を考慮して区域ごとに農林水産大臣が定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た率</p> <p>(2) 山のみちの整備のうち森林作業道等整備について 事業費の2/3に調整率を乗じて得た率以内</p> <p>(3) 地域創造型整備について 事業費の2/3以内</p> <p>2 市町村等事業推進費について</p> <p>(1) 山のみちの整備のうち林道整備に係るもの 市町村等事業推進費の2/3に調整率を乗じた率</p> <p>(2) 山のみちの整備のうち森林作業道等整備に係るもの 市町村等事業推進費の2/3に調整率を乗じた率以内</p> <p>(3) 地域創造型整備に係るもの 市町村等事業推進費の2/3以内</p>		
		<p>(都道府県の交付率)</p> <p>1 山のみち地域づくり交付金</p> <p>(1) 山のみちの整備のうち林道整備について 事業費の2/3に調整率を乗じて得た率</p> <p>(2) 山のみちの整備のうち森林作業道等整備について 事業費の2/3に調整率を乗じて得た率以内</p> <p>(3) 地域創造型整備について</p>	

		事業費の2/3以内	
実施要綱第2 の1の(2)の① のイの(イ)治山 事業	予防治山事 業、地域防 災対策総合 治山事業、 機能強化・老 朽化対策事 業、森林土 木効率化等 技術開発事 業、林地荒 廃防止事業、 山地防災力 強化総合対 策事業	<p>1 1/2</p> <p>2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p> <p>3 火山地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10</p> <p>4 水源地域対策特別整備事業として行うものにあつては、1の規定にかかわらず、次の各号による</p> <p>(1) 昭和59年までの指定ダムのうち2条指定ダム 2/3</p> <p>(2) 昭和59年までの指定ダムのうち9条指定ダム 3/4</p> <p>(3) 昭和60年までの指定ダムのうち2条指定ダム 6/10</p> <p>(4) 昭和60年までの指定ダムのうち9条指定ダム 2/3</p> <p>(5) 昭和61年～平成4年までの指定ダムのうち2条指定ダム 5.5/10</p> <p>(6) 昭和61年～平成4年までの指定ダムのうち9条指定ダム 6/10</p> <p>(7) 平成5年以降の指定ダムのうち2条指定ダム 1/2 ただし、火山地域において行うものにあつては、5.5/10</p> <p>(8) 平成5年以降の指定ダムのうち9条指定ダム 5.5/10 ただし、火山地域において行うものにあつては、6/10</p> <p>5 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される避難経路としての機能を持つ歩道等（避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備を行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p>	
	共生保安林 整備事業	<p>1 1/2</p> <p>ただし、次の各号の1に該当する地域であつて、天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流及び天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は荒廃移行地等のうち、主要公共施設又は集落に被害を与えるおそれのある箇所であつて、景観、生態系等に配慮</p>	

		<p>した工法等により整備する必要がある、全体計画の工事規模が2億5千万円以上のものにあつては、予防治山等に準ずる</p> <p>(1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する自然公園、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域並びにその周辺地域</p> <p>(2) 自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する史跡名勝天然記念物（場所を特定できるものに限る）の周辺地域</p>	
	保安林管理 道整備事業	<p>1 1/2</p> <p>2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p> <p>3 水源地域対策特別整備事業として行うものにあつては、1の規定にかかわらず、次の(1)～(8)による</p> <p>(1) 昭和59年までの指定ダムのうち2条指定ダム 2/3</p> <p>(2) 昭和59年までの指定ダムのうち9条指定ダム 3/4</p> <p>(3) 昭和60年までの指定ダムのうち2条指定ダム 6/10</p> <p>(4) 昭和60年までの指定ダムのうち9条指定ダム 2/3</p> <p>(5) 昭和61年～平成4年までの指定ダムのうち2条指定ダム 5.5/10</p> <p>(6) 昭和61年～平成4年までの指定ダムのうち9条指定ダム 6/10</p> <p>(7) 平成5年以降の指定ダムのうち2条指定ダム 1/2</p> <p>(8) 平成5年以降の指定ダムのうち9条指定ダム 5.5/10</p>	
実施要綱第2 の1の(2)の① のウの(ア)水産 物供給基盤整		<p>1 都道府県が行う漁港施設の整備</p> <p>(1) 基本施設又は輸送施設若しくは漁港施設用地（公共施設用地に限る。以下「公共施設用地」という。）にあつては、10分の5以内（ただし、原子力発電施</p>	

- 設等立地地域の振興に関する計画（以下「原子力発電施設等振興計画」という。）に係るものであって基本施設又は輸送施設の整備にあっては、10分の5.5以内)
- (2) 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設（荷さばき所に限る。以下「荷さばき所」という。）にあっては、10分の5以内
- (3) 漁港浄化施設にあっては、10分の5以内
- (4) 北海道において行うものにあつては、(1)から(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- ア 外郭施設又は水域施設にあっては、10分の7以内
- イ 係留施設にあっては、10分の6以内
- ウ 輸送施設又は公共施設用地にあっては、10分の5.5以内
- エ 荷さばき所にあつては、10分の5以内
- オ 漁港浄化施設にあっては、10分の5以内
- (5) 離島において行うものにあつては、(1)から(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- ア 外郭施設又は水域施設にあっては、10分の8以内
- イ 係留施設にあっては、10分の6以内
- ウ 輸送施設又は公共施設用地にあっては、10分の5.5以内（本土と離島及び離島と離島を連絡する橋（以下「離島架橋」という。）については3分の2以内）
- エ 荷さばき所にあつては、10分の5以内
- オ 漁港浄化施設にあっては、10分の5以内
- (6) 奄美群島において行うものにあつては、(1)から(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- ア 外郭施設又は水域施設にあっては、10分の9以内
- イ 係留施設にあっては、10分の8以内
- ウ 輸送施設又は公共施設用地にあっては、3分の2以内
- エ 荷さばき所にあつては、10分の5以内
- オ 漁港浄化施設にあっては、10分の5以内
- 2 都道府県が行う魚礁及び養殖場の整備にあっては、2分の1以内
- 3 都道府県が行う増殖場の整備にあっては、2分の1



以内

4 都道府県が行う地域水産物供給基盤整備事業のうち、水産業協同組合が実施する荷さばき所の整備にあつては、2分の1以内

5 市町村が行う漁港施設の整備に要する経費に対し、都道府県が補助する事業については次のとおりとする。

(1) 基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地にあつては、10分の5以内（原子力発電施設等振興計画に係るものであつて基本施設又は輸送施設の整備にあつては、10分の5.5以内）

(2) 荷さばき所にあつては、10分の5以内

(3) 漁港浄化施設にあつては、10分の5以内

(4) 北海道において行うものにあつては、(1)から(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア 外郭施設又は水域施設にあつては、10分の7以内

イ 係留施設にあつては、10分の6以内

ウ 輸送施設又は公共施設用地にあつては、10分の5.5以内

エ 荷さばき所にあつては、10分の5以内

オ 漁港浄化施設にあつては、10分の5以内

(5) 離島において行うものにあつては、(1)から(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア 外郭施設又は水域施設にあつては、10分の8以内

イ 係留施設にあつては、10分の6以内

ウ 輸送施設又は公共施設用地にあつては、10分の5.5以内（離島架橋については3分の2以内）

エ 荷さばき所にあつては、10分の5以内

オ 漁港浄化施設にあつては、10分の5以内

(6) 奄美群島において行うものにあつては、(1)から(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア 外郭施設又は水域施設にあつては、10分の9以内

イ 係留施設にあつては、10分の8以内

ウ 輸送施設又は公共施設用地にあつては、3分の2以内

エ 荷さばき所にあつては、10分の5以内

オ 漁港浄化施設にあつては、10分の5以内

- 6 市町村が行う魚礁及び養殖場の整備に要する経費に対し、都道府県がその経費の5/6以上を補助する事業にあつては、2分の1以内
- 7 市町村が行う増殖場の整備に要する経費に対し、都道府県がその経費の6/10以上を補助する事業にあつては、2分の1以内
- 8 市町村が行う地域水産物供給基盤整備事業のうち、水産業協同組合が実施する荷さばき所の整備にあつては、2分の1以内
- 9 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う地域水産物供給基盤整備事業のうち、魚礁の整備に要する経費に対し、都道府県がその経費の5/6以上を補助する事業にあつては、2分の1以内
- 10 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う地域水産物供給基盤整備事業のうち、魚礁の整備に要する経費につき、市町村がその経費の5/6以上補助するのに要する経費に対し、都道府県が当該事業に要する経費の5/6以上を補助する事業にあつては、2分の1以内
- 11 都道府県又は市町村が行う漁場公害防止対策事業にあつては、当該事業に要する経費（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和46年政令第325号）第4条の規定による事業費）について公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第3条第1項に定める率（同条第3項で適用する同条第1項の規定による率を含む。）（2分の1以内）とする。
- 12 都道府県が行う水域環境保全のうち漁場の保全のための事業に要する経費（公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号。以下「事業者負担法」という。）の規定により事業者負担金を負担させるべき事業者がいる場合は、当該事業者負担金を除いた経費については、当該事業費の2分の1以内
- 13 市町村が行う水域環境保全のうち漁場の保全のための事業に要する経費（事業者負担法の規定により事業者負担金を負担させるべき事業者がいる場合は、当該事業者負担金を除いた経費）に対し、都道府県がその経費の5/10以上（計画事業費1億円以上のものにあつては6/10以上）を補助する事業に要する経費については、当該事業費の2分の1以内

		<p>14 水産業協同組合が行う水域環境保全のうち漁場の保全のための事業に要する経費（事業者負担法の規定により事業者負担金を負担させるべき事業者がいる場合は、当該事業者負担金を除いた経費）については、当該事業費の2分の1以内</p> <p>15 都道府県又は市町村が行う漁港公害防止対策事業にあつては、2分の1以内</p> <p>16 都道府県又は市町村が行う水域環境保全のうち漁場の保全のための事業以外の事業にあつては、2分の1以内（清掃船建造にあつては4分の1以内、廃船処理にあつては3分の1以内）</p> <p>17 都道府県又は市町村が行う主要港関連道整備に要する経費の2分の1以内（当該事業で北海道又は離島にあつては、当該事業に要する経費の10分の5.5以内（離島架橋にあつては、3分の2以内）、奄美群島振興開発計画に係るものにあつては10分の7以内）</p> <p>18 都道府県又は市町村が行う附帯関連道整備に要する経費の2分の1以内（事業規模が5,000万円以上1億円未満のものであつて内地市町村が事業主体であるものに係る当該事業の用地及び補償費に要する経費にあつては、3分の1以内）</p> <p>19 都道府県又は市町村が行う一般漁港関連道整備に要する経費の2分の1以内（事業規模が5,000万円以上1億円未満のものであつて内地市町村が事業主体であるものに係る当該事業の用地及び補償費に要する経費にあつては、3分の1以内）</p> <p>20 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される避難路その他の避難経路の整備を実施するもの（漁港漁場整備法第三条に規定する輸送施設に限る。）にあつては、1及び5の規定にかかわらず、3分の2以内</p> <p>21 都道府県が行う市町村等事業推進にあつては、10分の5以内</p>	
<p>実施要綱第2の1の(2)の①のウの(イ)漁場保全の森づくり事業</p>	<p>育成林整備事業、共生環境整備事業、機能回復整備事業、林道改良事業、特定森</p>	<p>実施要綱第2の1の(2)の①のアの(ウ)農業用水保全の森づくり事業の国費率欄に準ずる</p>	

	林再生事業		
	保安施設事業	実施要綱第2の1の(2)の①のイの(イ) 治山事業の予防治山事業における国費率欄並びに林業関係事業補助金等交付要綱別表1の事業の欄の(2) 治山事業における国の補助率欄及び都道府県の補助率欄に準ずる	
実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ウ)のa 漁業集落環境整備事業		<p>1 都道府県が行う漁業集落環境整備事業にあつては、2分の1以内。ただし、地域資源利活用基盤施設整備のうち堆肥化施設（終末処理場から発生する汚泥と水産副産物を一体的に処理する施設をいう。以下同じ。）の整備にあつては、3分の1以内</p> <p>2 市町村が行う漁業集落環境整備事業に要する経費に対し、都道府県が補助する事業にあつては、2分の1以内。ただし、地域資源利活用基盤施設整備のうち堆肥化施設（終末処理場から発生する汚泥と水産副産物を一体的に処理する施設をいう。以下同じ。）の整備にあつては、3分の1以内</p> <p>3 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される避難施設その他の避難経路並びに避難地の整備を実施するもの（漁業集落道、緑地・広場施設等）にあつては、1及び2の規定にかかわらず、3分の2以内 都道府県が行う市町村等事業推進にあつては、10分の5以内</p>	
実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ウ)のb 漁港環境整備事業		<p>1 都道府県が行う漁港環境整備事業にあつては、2分の1以内。</p> <p>2 市町村が行う漁港環境整備事業に要する経費に対し、都道府県が補助する事業にあつては、2分の1以内。</p> <p>3 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される避難施設その他の避難経路並びに避難地の整備を実施するもの（漁業集落道、緑地・広場施設等）にあつては、1及び2の規定にかかわらず、3分の2以内</p> <p>4 都道府県が行う市町村等事業推進にあつては、10分の5以内</p>	
実施要綱第2		1 市町村が行う又は市町村が「民間資金等の活用」	

の1の(2)の①  
のウの(ウ)のc  
漁村再生交付  
金事業

よる公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律117号)に基づき行う事業に要する経費(市町村が水産業協同組合、森林組合、事業協同組合、特定非営利活動法人等が実施要領別紙10第2の2の区分9の整備を行う場合に、これらの法人等に対して負担する経費を含む。)に対し、都道府県が補助する事業にあつては、当該事業に要する経費の2分の1以内。(北海道及び離島地域にあつては10分の6以内、奄美地域にあつては10分の7.5以内)

ただし、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成12年法律第148号)に規定する原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画(以下「原子力発電施設等振興計画」という。)に係るものであつて、基本施設又は輸送施設の整備に要する経費にあつては、10分の5.5以内。(北海道及び離島地域にあつては10分の6以内、奄美地域にあつては10分の7.5以内)

2 都道府県が行う又は都道府県が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき行う事業に要する経費(市町村又は都道府県が水産業協同組合、森林組合、事業協同組合、特定非営利活動法人等が実施要領別紙10第2の2の区分9の整備を行う場合に、これらの法人等に対して負担する経費を含む。)に対し、当該事業に要する経費の2分の1以内。(北海道及び離島地域にあつては10分の6以内、奄美地域にあつては10分の7.5以内)

ただし、原子力発電施設等振興計画に係るものであつて、基本施設又は輸送施設の整備に要する経費にあつては、10分の5.5以内。(北海道及び離島地域にあつては10分の6以内、奄美地域にあつては10分の7.5以内)

3 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される避難施設その他の避難経路並びに避難地の整備を実施するもの(漁業集落道、緑地・広場施設等)にあつては、1及び2の規定にかかわらず、3分の2以内

4 都道府県が行う市町村等事業推進にあつては、10分の5以内

実施要綱第2 高潮対策

1 1/2

<p>の1の(2)の① のエの(ア)のa 海岸保全施設 整備事業</p>		<p>2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10</p> <p>3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10</p> <p>4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p> <p>5 都道府県の行う市町村等事業推進に要する経費については、1/2以内（漁港区域に係るものに限る）</p>	
	<p>侵食対策</p>	<p>1 1/2</p> <p>2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10</p> <p>3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10</p> <p>4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p> <p>5 都道府県の行う市町村等事業推進に要する経費については、1/2以内（漁港区域に係るものに限る）</p>	
	<p>海岸耐震対策</p>	<p>1 1/2</p> <p>2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10</p> <p>3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10</p> <p>4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p> <p>5 都道府県の行う市町村等事業推進に要する経費については、1/2以内（漁港区域に係るものに限る）</p>	
	<p>海岸堤防等老 朽化対策</p>	<p>1 1/2</p> <p>2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10</p> <p>3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10</p> <p>4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p> <p>5 1から4までの規定にかかわらず、機能の回復を行うものにあつては、1/2</p> <p>6 都道府県の行う市町村等事業推進に要する経費については、1/2以内（漁港区域に係るものに限る）</p>	

<p>実施要綱第2 の1の(2)の① のエの(ア)のb 津波・高潮危 機管理対策事 業</p>		<p>1 1/2 2 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される避難対策としての管理用通路の整備及び避難用通路の設置（堤防スロープ等）を実施するものについては、2/3 3 都道府県の行う市町村等事業推進に要する経費については、1/2以内（漁港区域に係るものに限る）</p>	
<p>実施要綱第2 の1の(2)の① のエの(ア)のc 海岸環境整備 事業</p>		<p>1 1/3以内 2 都道府県の行う市町村等事業推進に要する経費については、1/2以内（漁港区域に係るものに限る）</p>	
<p>実施要綱第2 の1の(2)の② 効果促進事業</p>		<p>50%</p>	

別記様式第1号（第4関係）

令和 年度農山漁村地域整備交付金交付申請書(内地・離島・奄美)

番 号  
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿  
(地方農政局長 経由 (北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名 印

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので農山漁村地域整備交付金交付要綱により 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書（別紙1のとおり）
- 3 地区別経費の配分表（別紙2のとおり）
- 4 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日
- 5 添付書類 都道府県又は市町村の交付金の交付規程又は要綱

別紙1

収 支 予 算 書

区 分	本年度 事業費	本年度 交付額	都道府県費	市町村費	その他	備 考
農山漁村地域整備交付金						
農業農村基盤整備事業						
森林基盤整備事業						
水産基盤整備事業						
海岸保全施設整備事業						
効果促進事業						
計						

予算議決（又は予算議決予定） 令和 年 月 日



別紙2 地区別経費の配分表

(単位：円)

計画名	地区名	関係市町村名	交付対象事業					法律・予算の区分	事業実施期間	事業実施主体	総事業費(A)	交付限度額算定額(B)	交付限度額算定総額(C)=(A)×(B)	前年度までの事業費(D)	前年度までの交付済みの総額(E)	差額(F)	本年度事業費(G)	本年度交付限度額算定総額(H)=(G)×(B)	本年度交付限度額算定総額(I)=(H)-(F)	本年度都道府県費	本年度市町村費	本年度その他	翌年度以降事業費(J)=(A)-(C)-(D)	翌年度以降交付限度額算定総額(K)=(C)-(E)-(I)	備考
			事業名(1)	事業名(2)	区分(1)	区分(2)	重点事業																		

(注) 1 関係市町村名欄には、地区名欄に記入した地区の属する市町村名を記入すること。  
2 交付対象事業の事業名(1)欄には、農業農村基盤整備事業は1(1)、森林基盤整備事業は1(2)、水産基盤整備事業は1(3)、海岸保全施設整備事業は1(4)、効果促進事業は2を記入すること。  
3 交付対象事業の事業名(2)欄には、別表の交付対象事業の事業名欄の事業名( )部分)を記入すること。  
4 交付対象事業の区分欄(1)には、別表の交付対象事業の区分欄の事項を記入すること。  
5 交付対象事業の区分欄(2)には、別表の国費率欄の該当番号等を記入すること。なお、番号等で国費率が特定できない場合は、適宜分かるよう記載すること。  
6 交付対象事業の重点事業欄には、ホームページで公表する重点対象事業に該当する地区においては該当する事業番号を記入すること。  
7 法律・予算の区分欄には、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合は、「法律補助」と記入し、それ以外には「予算補助」と記入すること。  
8 差額の欄には、前年度において第3の3の規定を適用し調整した場合に、その差額を記入すること。  
9 海岸保全施設整備事業については、農地海岸、漁港海岸の別を備考欄に記入すること。  
10 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。  
11 変更追加交付する場合で前年度までの申請地区の金額に修正がある場合は、前回申請額を上段括弧書きで記入し、変更後申請額を下段に記入すること。

別記様式第2号（第7関係）

令和 年度農山漁村地域整備交付金変更承認申請書(内地・離島・奄美)

番 号  
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿  
(地方農政局長 経由 (北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名 印

令和 年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があった事業の実施について、収支予算等を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので農山漁村地域整備交付金交付要綱により関係書類を添えて申請する。

- (注) 1. 金額に変更のない変更申請の場合は〔 〕の分を除く。  
2. 上記「収支予算等」の記載要領及び「関係書類」については、別記様式第1号の別紙1及び別紙2の様式に準じ、変更前と変更後を対象比較できるように変更に係る部についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第3号（第12関係）

令和 年度農山漁村地域整備交付金遂行状況報告書(内地・離島・奄美)

番 号  
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿  
(地方農政局長 経由 (北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事 (又は市町村長) 氏 名 印

令和 年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があった標記事業の遂行状況について農山漁村地域整備交付金交付要綱により下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況 (別紙3のとおり)
- 2 事業着手 令和 年 月 日
- 3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

別紙3

事業遂行状況

進捗状況

区 分	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A) %	備 考
	事業費(A) 円	交 付 額 円	事業費(B) 円	交 付 額 円		
農山漁村地域整備 交付金						
農業農村基盤 整備事業						
森林基盤整備 事業						
水産基盤整備 事業						
海岸保全施設 整備事業						
効果促進事業						
計						

別記様式第4号（第13関係）

令和 年度農山漁村地域整備交付金実績報告書(内地・離島・奄美)

番 号  
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿  
(地方農政局長 経由 (北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名 印

令和 年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があったこのことについて、  
下記のとおり事業を実施したので農山漁村地域整備交付金交付要綱により報告する。  
(なお、併せて精算額 円の交付を申請する。)

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算（別紙4及び5のとおり）
- 3 事業の成果（別紙6及び7のとおり）
- 4 事業の完了年月日 令和 年 月 日
- 5 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しのいずれかを添付すること。

別紙4

収 支 精 算 書

区 分	事業費	交付額	都道府県費	市町村費	その他	備考
農山漁村地域整備交付金	円	円				
農業農村基盤整備事業						
森林基盤整備事業						
水産基盤整備事業						
海岸保全施設整備事業						
効果促進事業						
計						

(注) 1 予算額を上段（ ）書き、精算額を下段に記入すること

(注) 2 間接補助事業者へ支出を完了した年月日は、別紙7地区別検査調書を参照

別紙5 国庫補助金精算

区 分	本年度 交 付 決定額	本年度 精 算 事業費	精 算 交 付 額	概算払 受領額	差引交付額 未 受 領 額 (返 還) 額	備 考
農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 森林基盤整備事業 水産基盤整備事業 海岸保全施設整備事業 効果促進事業 計						

別紙6 地区別経費の配分表

(単位:円)

計画名	地区名	関係市町村名	交付対象事業					法律・予算 の区分	事業実施期間	事業実施主体	総事業量	総事業費 (A)	交付限度額 予定総額 (B)	交付限度額 確定総額 (C)=(A)×(B)	前年度までの 事業費 (D)	前年度までの 事業費 (D)	前年度までの 交付済みの総額 (E)	差額 (F)	本年度 事業費	本年度事業費 (G)	繰上交付限度額 積算定額 (H)=(G)×(B)	本年度交付限度 積算定額 (I)=(H)-F)	積算交付額 (J)	本年度 超過経費	本年度 滞り村費	本年度 その他	本年度 総額 (K)=(J)+(L)	翌年度以降 事業費	翌年度以降 事業費 (L)=(A)-(D)-(G)	翌年度以降交付 済事業費 (M)=(C)-(E)-(I)	備考						
			事業名(1)	事業名(2)	区分(1)	区分(2)	重点事業																														
小計																																					
小計																																					
小計																																					
小計																																					
合計(交付限度額)																																					
うち農業農村基盤整備事業																																					
うち森林基盤整備事業																																					
うち水産基盤整備事業																																					
うち海岸保全施設整備事業																																					
小計																																					
うち効果促進事業費																																					

[注] 1 関係市町村名欄には地区名欄に記入した地区に属する市町村名を記入すること。  
 2 交付対象事業の事業区分欄には 農業農村基盤整備事業(1) 森林基盤整備事業(1)(2) 水産基盤整備事業(1)(2) 海岸保全施設整備事業(1)(2) 効果促進事業(1)を記入すること。  
 3 交付対象事業の事業区分欄には 効果促進事業の事業区分欄の番号(1)を記入すること。  
 4 交付対象事業の区分欄(1)には、別添の交付対象事業の区分欄の番号を記入すること。  
 5 交付対象事業の区分欄(2)には、別添の交付対象事業の区分欄の番号を記入すること。ただし、農林業で関係市町村が特定でない場合は、運営分入による記載を省略すること。  
 6 交付対象事業の重点事業欄には、ホームページで公表する重点対象事業に該当する地区において該当する事業番号を記入すること。  
 7 法律・予算の区分欄には、国の歳入又は特別会計について個別法令等に規定がある場合は、「法律補助」と記入し、それ以外には「予算補助」と記入すること。  
 8 差額の欄には、前年度において交付額の3分の1の規定を適用し超過した場合には、その差額を記入すること。  
 9 繰上交付限度額については、繰上交付、繰上交付の別を事業欄に記入すること。  
 10 繰上交付については、消費税投入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」、消費税がない場合は「無し」とし、同額額が明らかでない場合には「消費税」をそれぞれ記入すること。  
 11 繰上交付額等の欄の欄には、予算額(交付申請額)から減額した場合は、調整後の額を上段( )書き、事業完了後の積算額を下段に記入すること。

別紙 7

1 地区別検査調書

地区名	事業実施主体名	実績報告書 受理年月日	検査年月日 (確認年月日)	間接補助事業者へ 支出を完了した年月日	検査員氏名 (確認者氏名)	備考

2 残材料調書

地区名	名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は 取得年月日	備考

別紙 8 財産管理台帳（令第13条第1号から3号までの財産、要綱第16の財産）

事業名	地区名	事業 実施 主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は 取得年 月日	処分制限期間		処分の状況			備考	
									耐用 年数	処分 制限 年月日	処分 の 種別	処分 の 年月日	補助金 返還額		
						円	円							円	

(注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。

2 備考欄には、当該事業に係る率等を記載すること。

3 類似の台帳がある場合にはそれらをもって代えることができるものとする。

令和 年度消費税仕入控除税額報告書(内地・離島・奄美)

番 号  
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿  
(地方農政局長 経由 (北海道にあつては国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事 (又は市町村長) 氏 名 印

令和 年 月 日付け第 号により交付金交付決定通知があつた農山漁村地域整備交付金について農山漁村地域整備交付金交付要綱第13第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 (令和 年 月 日付け第 号による額の確定通知)	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額 (3 - 2)	金	円



(注) 記載内容の確認のため、都道府県又は市町村別、事業主体別に以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- ・その他参考となる資料

## 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること

## 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、都道府県又は市町村別、事業主体別に以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第6号（第18関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局を含む。

（注3）「指定停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。